

令和3年度富山県最低賃金改正決定に係る公益委員案

現行最低賃金額

時間額 849円

発効日 令和2年10月1日

改正最低賃金額

時間額 877円

引上げ額 28円

引上げ率 3.30%

発効日 法定どおり